

第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート【区分①：自立支援、介護予防、重度化防止】

市町村名	取組テーマ	第7期目標				R元年度(2019年度)実績				
		目標設定時点における現状と課題	具体的な取組	目標	計画記載ページ	実施内容	目標達成状況・自己評価	達成度合	課題 (目標の達成状況に関する理由や原因等)	課題に対する改善策 (R2(2020)年度以降)
天草市	①健康づくり・介護予防	高齢者人口においては大きな変動がないが、若い人口の減少が著しく、確実に高齢者率は上昇するため、介護予防を入り口とした自助活動を推進すると共に、互助を拡大し、担い手不足を解消することが重要である。また、県下でもっとも面積が広く、家が点在しており、かつ地域は過疎化してきているため、人と人につながりは希薄化してきている。地域における移動の課題も踏まえ、身近な拠点づくりが必要。	地域で住民自ら介護予防に取組み、かつ拠点の中で助け合い活動に繋がるよう既存グループへの支援を継続する。また、拠点が無いエリアや拠点を必要とするエリアに対し、拠点づくりとして通いの場、ふれあいいきいきサロン等の創設を推進する。	第7期中に「通いの場」「ふれあいいきいきサロン」「健康運動教室」等における週1回以上の65歳以上参加者数、高齢者人口の1割以上とする。(事業計画には、H32年度末時点で通いの場登録団体数160箇所、活動者数2400人を目標設定)	P57-60、P73-77、P82、P93	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの地域分析等から介護予防活動拠点が無い、または予防に対する意識が薄く普及啓発が必要と判断される地域に対し、介護予防普及啓発活動(地域元気アップ教室)を開催。開催にあたっては地域の健康運動指導士会と連携し、1地域1ヶ月間、10地域407人参加で実施、11箇所の通いの場立上げに至った。 ・フレイル予防の観点からこれまでの運動機能向上や社会参加、認知症予防に加えて、口腔ケアの視点を活動に取り入れる支援を企画。オーラルフレイル予防や、栄養改善から効果的な運動効果が得られる等口腔ケアの必要性の啓発と、口腔ケアに係る予防メニューの提供を歯科医師会・歯科衛生士会と連携し企画。(新型コロナウイルス関連で実施は次年度へ延期) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度末時点で登録団体数177箇所、活動者数2,551人。介護保険事業計画に掲げる令和元年度における目標値140箇所2,200人を達成。 ・通いの場の他、サロン活動(社協が実施支援)、健康運動教室(スポーツ振興部門が実施支援)の高齢者の参加者を合わせて259箇所3,510人が週1回以上予防活動に取り組んでおり、高齢者人口の1割以上の活動を達成。 ・既存の通いの場は継続しており、加えて18箇所が新設。活動拠点が無い又は拠点が必要と判断される地域においても通いの場が立ち上がり、市内全体で予防活動が実施されている状態を実現。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動拠点の空白地域に対する啓発活動と拠点づくりを継続する必要があるが、今後は支援の重きを「立ち上げ支援」から「継続支援と参加促進」へシフトしていく必要がある。 ・活動の継続性の維持と、地域活動拠点の予防機能の発展のため、新たな介護予防活動のメニューを提供していく必要がある。また、取組を開始し5年を迎え、体操等の活動が自己流化してきていることも想定され、継続支援に係る専門職の関与の必要性もある。 ・新型コロナウイルス感染対策で活動を自粛に伴い、個々の機能低下や繋がり希薄化、そのまま立ち消えなどが懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでは立ち上げ支援として専門職(リハ職・健康運動指導士)の関与を行っていたが、今後は継続支援として取組みの軌道修正を行うための専門職の関与を検討する。この場合、通いの場の本分である住民主体を考慮し、自主性と依存のバランスをとりつつ進めていく。 ・活動内容の充実とマンネリ防止の観点から新たな活動の取り入れとして、昨年度企画した口腔ケアに関する支援を実施する。 ・活動自粛中の団体に対しメンバーの繋がりを維持するための支援や、モチベーションの維持向上、感染症対策を講じた活動の研修など活動再開に向けた支援を実施する。
天草市	⑤認知症高齢者の支援	認定者うち認知症状のある方は8割程度を占め、全国・県と比較しても圧倒的に多い状況。また介護予防・日常生活圏域ニーズ調査においても、認知機能のリスクは高く認知症予防の取組も必須となっている。認知症予防からみまもりあいまでの取組が必要である。	住民の協力による地域における認知症予防活動及び高齢者以外の若い世代を巻き込んだみまもりあい体制づくりの推進	地域における認知症予防活動及びみまもりあい活動をする「脳いきいきサポーター」を養成し、うち継続的に地域活動に結びつく人が7割になるよう支援する。(事業計画には、H32年度末時点でサポーター数190人、活動者数133人を目標設定)	P57-64、P73、P76、P86-88、P92	<ul style="list-style-type: none"> ・市主催による「脳いきいきサポーター」の養成講座を実施。(2地域、各8回講座) ・市主催により、これまでに養成したサポーターを地域活動実践に繋げるためのフォローアップ講座を実施。(3地域、各3回講座) ・地域包括支援センターと連携し、ツールの貸出やサポーター間の交流会開催など、脳いきいきサポーターの実動支援を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・脳いきいきサポーターを新規に75人養成、サポーター数累計260人、活動者212人。(令和元年度における目標値は養成160人活動者112人) ・平成30年度に養成した79人のサポーターのうち72人(約9割)が、令和元年度中に地域活動を実践するに至った。養成するのみにとどまらず、高い割合での活動実践を実現している。 ・介護保険事業計画の目標値を上回るペースで取組みが推進できており、住民の活動意欲や意識の高さが確認できた。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進み専門職不足が進む中、元気なうちからの予防活動は住民主体による身近な地域で、機能低下時は早期発見と専門職関与の仕組みづくりが重要となる。脳いきいきサポーターは住民主体の地域での認知症予防活動推進の要となる取り組みで、今後も拡大を図っていく必要がある。 ・併せて早期発見や見守り、認知症となっても地域で生活するためには地域の認知症に対する理解も同時に深めていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者自ら身近な地域で日常的に認知症予防活動に取り組める場の拡大を図るため、地域の担い手となる脳いきいきサポーターの養成とフォローアップを継続する。 ・脳いきいきサポーターが所属していない地域活動へ、近隣のサポーターが派遣できるよう調整し、認知症予防活動に取り組める場の新規拡大を図る。 ・脳いきいきサポーターに加えて、認知症サポーターも地域活動につなげていく仕組みづくりが必要。

第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート【区分②：介護給付費等費用の適正化】

取組テーマ	取組目標	第7期計画における 数値目標	R元年度(2019年度)実績					
			点検件数等 (分子)	点検対象件数等 (分母)	達成率 (%)	実施内容	課題 (目標の達成状況に関する理由や原因等)	課題に対する改善策 (R2(2020)年度以降)
1. 要介護認定の適正化	全ての認定調査の点検	点検率100% ※点検数/申請(調査)件数	6,046	6,046	100.0%	・保健師による認定調査の全件点検を実施している。	・審査会を合同で設置している圏域内の各市町の調査票記載方法については、引き続きすり合わせる必要がある。 ・調査員個々の精度は上がってきているが、新任調査員の習熟を図る必要がある。	・引き続き広域連合、関係市町の連携を図り協議を行っていく。 ・研修の実施及び点検の中での指導を重ね、新任調査員の精度を高める。
2. ケアプラン点検	ケアプランの点検	点検率5%以上 ※点検数/居宅サービス利用者数	1,144	3,468	33.0%	・地域ケア会議におけるケアプラン点検・指定更新に伴う実地指導を実施する事業所のケアプラン点検・有料老人ホーム等に入居するケアプラン点検・苦情相談に係るケアプラン点検・訪問介護(生活援助)の回数が基準を超える利用者、軽度認定者福祉用具貸与利用者、短期入所サービス利用が要介護認定の有効期間の半数を超える利用者等のケアプラン点検等を実施。	・点検に十分な時間を割くことができない。 ・人事異動に伴う点検ノウハウの中断。 ・実地指導担当とケアプラン点検担当が同一であることにより、両者の違いが事業者に分かり難くなる。	・引き続きケアプラン点検に関する研修を受講する。 ・ケアプラン点検に係るノウハウの蓄積及び、体制の見直しを行う。 ・専門職等との連携した点検の実施。
3. 住宅改修等の点検	住宅改修の施行前点検	点検率 100% ※施行前点検数/住宅改修数	541	541	100.0%	・事前申請書等を基に施行前点検を全件実施。 ・施行後、支給申請時も全件点検を実施。 ・住宅改修事業を併用して行う様な高額な案件等、必要に応じ、建築課の1級建築士等の建築専門職による事前・施工後の書類審査による点検体制を構築し点検実施。	・件数も多く、点検に時間を要する。	・効率的な点検に向けて、マニュアル・体制の見直しを行う。
3. 住宅改修等の点検	福祉用具購入の点検	点検率 100% ※点検数/購入申請件数	545	545	100.0%	・福祉用具購入支給申請時に、全件点検を実施。 ・プランナーに対するリハ専門職の派遣等でケアプラン・福祉用具計画書等作成時における支援体制を構築。	・件数も多く、点検に時間を要する。 ・専門職による関与について検討。	・専門職による関与について、体制の検討を行う。 ・効率的な点検を行えるようマニュアル・体制の見直しを行う。
4. 医療情報突合・縦覧点検	医療情報突合の実施	全月点検	12月(全月)実	-	達成	・国保連から毎月送付される帳票について毎月点検を実施。 ・国保分については、国保年金課に情報提供を行い、医療側からの点検に活用。 ・集団指導において、過誤に至った事例を説明。	・点検者に、介護報酬・基準等の知識・理解が求められる。	・各種研修会への参加。 ・過誤に至った事例等を整理し、集団指導等で事業者の説明を行う。点検に係るマニュアルの見直しを行う。
4. 医療情報突合・縦覧点検	縦覧点検の実施	全月点検	12月(全月)実	-	達成	・国保連から毎月送付される帳票について、出力が無い帳票を除いた9帳票全て毎月点検を実施。 ・国保連による点検支援もあることから、これを活用するため、縦覧区分・整理番号により、国保連の支援がある分とない分とを区分し、支援が無い分を市で確実に実施したが、更に点検支援がある分も点検を行っている。また、点検にあたり、入院情報を国保・後期担当より提供してもらい点検を実施した。 ・集団指導において、過誤に至った事例を説明。	・医療(入院)情報を活用した点検が効率的であるので、国保年金課との連携による点検の継続。 ・人員に限られるので、効果的な体制の見直し及びより各帳票の点検のポイントを整理したマニュアルの整備が必要。	・引き続き、過誤に至った事例等を整理し、集団指導等で事業者の説明を行う。点検に係るマニュアルの見直しを行う。 ・引き続き、国保年金課と連携していく。 ・引き続き、縦覧区分・整理番号により、国保連の支援の有無について区分し、支援が無い分を重点的に点検するが、その他についても取り組む。 ・帳票ごとの点検マニュアル(国保連マニュアルの解釈、運用面のマニュアル)の整理。
5. 介護給付費通知	介護給付権通知	1回	1回実施	-	達成	・国保連に委託して作成した給付費通知を9月に5,715人に送付。	・国保連より受領するのが繁忙期であり、受領から発送までに時間を要する。 ・効果的な実施に向けた、実施方法の検証。 ・通知内容の説明。	・国保連に受領時期の見直しを相談したが、保険者毎で変更できないということであった。 ・効果的な実施方法や、通知内容の周知に資する工夫を検討していく。